

知って得する!

法律コラム



弁護士 安藤孝起

人身傷害保険を最大限に活かす！ 過失があっても損をしない方法

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になります。

1 過失相殺と人身傷害保険

交通事故の被害者であっても、事故状況によってはご自身に過失があると認められることがあります。この過失割合に応じて、加害者側に請求できる賠償額が減額される仕組みを「過失相殺」と呼びます。

例えば、損害が1000万円で、被害者に30%の過失があれば、加害者側へ請求できる額は700万円に減額されてしまいます。

そこで、「人身傷害保険」が重要な役割を果たします。人身傷害保険は、多くの任意自動車保険に付帯されており、ご自身の過失割合に関係なく、契約上定められた金額の範囲内で保険金が支払われます。

今回は、人身傷害保険を利用した際の、損害賠償額の計算方法について解説いたします。

2 訴訟基準差額説とは

人身傷害保険を利用し、既に保険金を受け取っていた場合、加害者側への請求はどうなるのでしょうか？

上記の例において、人身傷害保険金400万円を受け取っていた場合には、過失相殺後の損害額700万円から差し引いて、加害者側には300万円のまでしか請求できない、という考え方も一見すると成り立ちそうです。

ここで重要になるのが、「訴訟基準差額説」

という考え方です。

訴訟基準差額説とは、既に受け取った人身傷害保険金は、被害者の過失部分の損害額に優先的に充当されるという考え方です。

たとえば、上記の例において、すでに受け取った人身傷害保険金400万円は、まず被害者の過失分300万円に充てられ、残った人身傷害保険金100万円が過失相殺後の損害額700万円に充てられることとなります。被害者は600万円を加害者側へ請求できるということになります。

この場合、被害者は、人身傷害保険金として400万円、加害者側から600万円を受け取ることにより、過失相殺の影響を受けることなく、損害額の全額を受け取れることとなります。

3 適正な賠償を実現するために

最高裁は、訴訟基準差額説を採用しています。しかし、実際の示談交渉の現場においては、保険会社がこの考え方に難色を示し、結果として被害者にとって不利な金額を提示してくるケースが少なくありません。

交通事故の被害に遭われたとき、保険会社の提示に疑問を感じたら、まずは弁護士にご相談ください。適正な賠償額の獲得に向けて尽力いたします。